

## 南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

曾我部 靜雄

一、緒言

二、北宋時代の和買絹の概要

三、折帛錢

四、和買絹(以上本號)

五、和買絹の各地に於ける情況

六、課稅準則

七、結語

### 一、緒言

南宋時代和買絹及び折帛錢と稱する租稅の一種があつて、南宋の農民をば非常に苦めたのであるが、本稿に於いて、これが如何なるものであつたかを究明せんと思ふ。

和買絹及び折帛錢についての簡單なる説明は、經濟學辭典頁二七六三に、加藤繁博士がなして居り、折帛錢の母體をなす北宋時代の和買絹或は預買絹特に預買絹については、日野開三郎氏が史淵第十六輯に於いて「五代藩鎮の舉絲絹と北宋朝の預買絹」と題して詳細なる論究をなしてゐる。和買絹及び折

帛錢の大體を先づ説明し置かんに、農民の春季手許不如意の折、政府より錢を貸し、蠶繭の出來上つた後、絹紬を以つて償還する方法は、太宗頃より行はれ、これを和買、預買或は和買絹、預買絹と稱せられ、仁宗頃から貸與の金錢の代りに一部鹽を以つて充て、徽宗の朝には錢も鹽も與へずして絹紬のみ納入せしめ、全然租税の一種となつた。その後南宋になると一部は絹紬の代りに錢を以つて納入せしめ、折帛錢と稱した。以上が和買絹から折帛錢に至る變化の大様であつて、私の述べんとするは、一部が折帛錢となる所からであつて、それ以前は日野氏の研究せし所であり、又研究せられんとする所であるから、同氏の研究に譲り、ここではあまり述べないことにする。しかし和買絹の起原につき同氏及び加藤博士と所見を異にするから、ここより先づ話を進めよう。

## 二、北宋時代の和預買絹の概要

預買の預は日野氏も言はるる如く豫であり、豫め買ふ意味である。代價を前以つて支拂ひ置き物品は後より受取るを云ふのである。和買は強買の反對で、加藤博士は合意によつて買ふと定義し、元の李冶撰、敬齋古今註卷四には平價買物曰和買と定義し、明の丘濬撰、大學衍義補卷二十五、市糴之令の條には、宋朝預買紬絹、謂之和買絹、夫買而謂之和、必兩無虧損、上下同欲、而無抑配之謂也、とある如く、合意で正當な定價で兩者に損得なく賣買するを言ふ。翁元圻の困學紀聞注卷十九、及び吳曾の能改齋漫錄卷一によれば、孔穎達の左傳正義卷二十九、昭公十六年の條に、強奪商人を説

明して、上云買諸買人、則是和買、而子產謂之強奪者、韓子以威逼之、其買必賤、故商人欲得告君大夫、子產知其非和買、故云然也、とあるのが和買の出典であると。この和買絹或は預買絹と稱せらるる制度の起原については、私の知つてゐる所では五説ある。年代順に左に列擧しよう。

第一は宋の章俊卿撰、山堂考索後集卷五十四、財賦雜賦類に見ゆる太宗淳化年間起原説である。即ち折帛の條に、

淳化間、天下承平、紬每疋爲錢六百文、絹爲錢八百文、朝廷於民之乏、先於春夏之交、每疋給本錢一貫文、夏秋始責之輸絹、於是和買之名、其後大農不足、始命東南郡以鹽折支。

とある如く、太宗の淳化年間は天下太平で、紬は每疋六百文、絹は每疋八百文の價であつた。朝廷では百姓の春季手許不如意を察し、この時期に每疋に一貫文二千文の錢を貸與し、夏秋になつて紬絹の出來た時輸納せしめ和買と名づけた。これによれば、和買絹は淳化年間に起つたのである。淳化年間とは明言せぬが太宗時代に起つたと傳ふるものに、王明清の揮麈後錄卷二、程大昌の演繁露續集卷二預買の條、吳曾の能改齋漫錄卷十二和買絹の條、江少虞の事實類苑卷二十一預買紬絹の條、李燾の續資治通鑑長編卷四十四咸平二年五月丁酉の條の註などあり。何れも范鎮の東齋記事によつたのであつて、東齋記事補遺(守山閣叢書本)に、

太宗時、馬元方爲三司判官、建言、方春民乏絕時、豫給緡錢貸之、至夏秋輸絹於官、預買絹蓋始於此。

とあり。これによれば、太宗の時馬元方なる者が三司判官となつて、その者の建言によつて預買絹綃なる制度が出来たのである。然るに續資治通鑑長編卷四十四咸平二年五月丁酉の條には、

丁酉、以殿中丞鄧城馬元方權戶部判官、從戶部使陳恕所奏也、元方嘗建言、方春民力乏絕、請預給庫錢、約至夏秋令輸絹于官、公私便之、朝廷因下其法諸道、令預買絹、(預買絹)蓋始此。

と。又宋史卷三百一馬元方傳には、

馬元方遷殿中丞、戶部使陳恕奏爲判官、元方言、方春民貧、請預貸庫錢、至夏秋令以絹輸官、行之、公私果便、因下其法諸路。

とあつて、長編によれば馬元方の三司判官<sup>①</sup>即ち戶部判官になつたのは、眞宗の咸平二年五月で、東齋記事及びその外揮麈後錄などに言ふ太宗の時ではない。宋史には時日を明記してない。東齋記事などによれば、馬元方の預買絹法は太宗の時に起り、長編によれば眞宗の咸平二年五月となる。日野氏は長編の記事を信じ咸平二年五月説を採られてゐる。しかし私は咸平二年以前即ち太宗時代とするのが妥當ではないかと思ふ。第一に考ふ可きは咸平二年説の長編、並びに太宗時代説の東齋記事以下の諸宋代筆記小説類についての史料的价值は、日野氏の如く何等の理由なくして長編のみ精確なる根本史料と断定し、他の諸書は補助的のものとして取扱ふは、少しく早計ではなからうか。東齋記事、揮麈後錄、演繁露、能改齋漫錄、事實類苑等は何れも宋時代の有名なる小説類であり、宋代研究によく利

用さるる史料である。能改齋漫錄には當以范説爲是、蓋范嘗爲是官とあつて、東齋記事の著者范鎮は馬元方と同様に三司判官となつた人であり、従つて馬元方の事蹟や和買絹のことは當局者として誰よりもよく知つてゐた筈である。東齋記事等の記事が誤りで、長編の傳ふる所が正しいと見る可き理由が無ければ、何れとも斷定が出来ないであらう。しかしこの際假りに一步を譲つて長編の言ふ如く、咸平二年五月に馬元方が戸部判官になつたと認めて、長編並びに宋史馬元方傳に現はれてゐる預買絹の事實を讀むに、咸平二年五月に開始したと斷定するには不都合なる文句が所々にあり。先づ長編から調べんに、

咸平二年、五月丁酉、以殿中丞鄆城馬元方權戸部判官、(中略)元方嘗建言、方春民力乏絶、請預給庫錢、約至夏秋令輸絹于官、公私便之、朝廷因下其法諸道、令預買絹、(預買絹)蓋始此。

とある嘗の文字である。嘗は過去を意味する文字であるから、咸平二年五月に馬元方が戸部判官になつたが、その次に元方嘗建言とある以上は、預買絹についての建言は咸平二年五月以前となさねばならない。咸平二年五月以前に建言はしたが、その際に實行されたか、將又咸平二年五月戸部判官になつてから實施されたかが次に問題になつて來る。長編では公私便之、朝廷因下其法諸道、云云、とあつて建言の時に實行されたとも思へるし、咸平二年五月戸部判官就任に際して愈々採用實施されたとも考へらるるが、宋史馬元方傳は甚だ明瞭である。

馬元方言、方春民貧、請預貸庫錢、(中略) 行之、公私果便、因下其法諸路。

とあつて、これによると馬元方の建言によつて試験的に一地方に實施してみると、公私果して便であつたから、因つて愈々全國的に行ふこととなり、その法を諸路に布下するに至つた。即ち建言と同時に一地方に行はれ、その成績によつて、その後全國的に實施されたのである。建言と全國的の實施との間には、相當の時間の隔りが存在するのである。よつて長編及び宋史の兩書を併せ考ふるに、「預買絹法は咸平二年五月以前に嘗ての時に馬元方が建言し、その際一地方で試験的に行つてみると、私の期待の如き成績を擧げたから、咸平二年五月彼の戸部判官に就任の機會に全國的に行ふことになつた。」と、解釋すべきであらう。咸平二年以前と云へば直ぐ太宗時代であり、東齋記事などに見ゆる太宗時代に預買絹は始つたと言ふことや、更に進んでは山堂考索に見ゆる太宗の淳化年間に始つたとする記事とは、何等の抵觸もなくなつて來る。即ち東齋記事等の小説類に見ゆる太宗時代起原説や、長編、宋史に見ゆる起原説は、山堂考索に見ゆる太宗淳化年間起原説に包含すべきものと思ふ。

第二は眞宗の咸平二年五月起原説で、これは日野氏が長編卷四十四咸平二年五月丁酉の條によつて唱ふる所であるが、その理由なきは今第一説の説明中に述べて置いた。もつとも日野氏の外にも咸平説を唱ふるものあり。宋史列傳卷百五十二、林大中傳に、

大中曰、(前略) 蓋自咸平馬元方建言、於春預支本錢濟其乏絕、至夏秋使之輸納、云云

とある如く、咸平と言つてゐるが、馬元方の建言は咸平に非ざることとは上述の如し。

第三は眞宗の大中祥符初年起原説で、宋の釋文瑩の玉壺清話卷八、王闢之の澠水燕談錄卷九、事實類苑卷二十一和買絹の條、文獻通考卷二十市糴の條、寶慶四明志卷五夏稅の條等に見ゆ。

大中祥符初、王旭知潁州、因歲飢出庫錢貸民、約蠶熟一千輪一緡、其後李士衡行之陝西、民以爲便、今行於天下、於歲首給之、謂之和買絹、或曰預買、始於旭也。(澠水燕談錄による)

大中祥符初とは山堂考索後集卷五十四によれば、大中祥符元年のことであり、其後李士衡行之陝西の其後とは宋史食貨志布帛の條によれば、大中祥符三年のことである。即ち眞宗の大中祥符元年頃潁州(今の阜陽縣)の知州たる王旭が、その年饑饉なるによつて官庫の錢を出して州民に貸與し、繭の出來たる節一千文につき一緡を納めしめた。後三年に河北轉運使の李士衡<sup>⑤</sup>がこの法を陝西地方に行ひ、效果を擧げ得たので全國的に行ひ、和買絹或は預買絹と稱した。こは王旭を以つて開祖とするのである。

第四は眞宗の大中祥符九年説で、李心傳の建炎以來朝野雜記甲集卷十四、東南折帛錢の條に、

又有所謂和買絹者、大中祥符九年、內帑災、發鏹下三司、預市綢絹、是時青齊間、絹直八百、綢六百、官給錢、率增二百、民甚便之、自後稍行之四方。

とあつて、大中祥符九年天子の金銀絹紬を藏せる内帑が火災に遭つたので、繕錢を三司に下して綢絹を預め百姓より買はしめ、これが起りとなつてその後稍々四方に行ふやうになつたとするものである。

第五は仁宗の景祐初年説で、宋の王明清の揮麈前録卷四に、

王絲字敦素、越之蕭山人、景祐初爲縣令、會歲歉、絲每家支錢一千以濟之、期以明年夏輸絹壹匹、邑人大受其惠、稱爲德政、繇此當路薦之、蓋是時一縑傳價不逾其數爾、仕止郎曹典州而已、范文正公爲作墓誌、具載其事、王荆公當國、倣其法施之天下、號爲和買。

とあつて浙江省會稽の人王絲なる者が縣令となつた時、和買絹法を實施し、これが起原となつて王安石の倣ふ所となつたとするものである。

以上五説を列擧したが、この外に加藤繁博士の眞宗時代説がある。同博士は經濟學辭典頁二七六三、和買の條に、「創始者並に初めて施行された年月及び土地に就いては様々に傳へられ、いづれを誠とも定めかねるが、要するに眞宗の時の事と見てよいやうである。」と、述べられてゐる。博士も眞宗時代の咸平二年五月説、大中祥符初年説、大中祥符九年説の何れかを遵奉されてゐると認めてよい。要するに、かく諸説があり、何れも相當の理由を有つてゐる以上は、普通一番年代の古いものほど起原説としての價値の大を認めなければならない。この場合、太宗淳化年間起原説を以つて最初たるものとなさねばならない。然らば何故に同一のものに對して、かくの如くその起原に異説を生んだか、又和買絹と言ひ預買絹と言ふかについて次に一言せん。このことについては既に長編及び揮麈後録中に説明がある。長編卷四十四、咸平二年五月丁酉の條の註に、



蓋馬元方任三司、實創此議、雖布其法于諸道、有卽奉行者、亦有未卽奉行者、及李士衡在河北、復以爲請、始行于河北、然諸道亦未通行、云云。

とあつて、馬元方の預買絹法を諸道に發布したが、直ちに實行する者もあり、又實行せぬ者もあつて、この實行せざりし地方にその後になつて初めて實施した場合、これを以つて預買絹法、和買絹法の嚆矢の如くに傳へられる。例へば李士衡の河北に於いて行つた場合の如し。しかしこれはその地方にては最初かも知れぬが、全國的に言ふと最初とは言へない。又揮麈後錄卷二に、

王明清前錄載、和買起于王絲、後閣范蜀公東齋記事云、太宗時、馬元方爲三司判官、建言、方春民乏絕時、預給官錢貸之、至夏秋令輸絹於官、和買紬絹蓋始於此、然在昔止是一時權宜、措置於一歲之間、或行於一郡邑而已、至熙寧新法、乃施之天下、示爲準則。

とあつて、和買絹法は一時の便宜のために、王安石の熙寧新法以前は、臨時法として只少時日の間施行したり、又一郡邑にのみ行ふものであつた。それが熙寧新法に至つて、初めて完全に全國的に施行されたのである。つまるところ和買絹法、預買絹法は太宗の淳化年間に既に起つたのであるが、全國的に完全に一齊に實施されなかつたので、その後今迄實施されなかつた地方でこの法を初めて實施した場合、これを以つて宋代和買絹法、預買絹法の起原であるかの如く思はれ、従つて諸種の起原説がここに生るるに至つたのである。かく諸種の起原説があるから、内容が同一なるにも拘らず、或る起

原説では預買絹と言ひ、或説では和買絹法と稱し、ここに同一法に對し、預買絹法、和買絹法の兩名稱が出来た次第である。仁宗の寶元元年、西夏の李元昊が叛旗を翻してから、これが鎮撫策に宋の朝廷は多大の國費を要し、ここに改めて和買絹に對しては、價額を十として、七分の鹽と三分の錢に分けて貸與することになつた。その後神宗時代になると、王安石の新法によつて和買絹の内容が今迄とは異つて來た。即ち今迄は農民の急を救はんとして、秋納むる所の紬絹に對し、春早く代價を支拂ひ置き、そこに何等國家の利益を目論まなかつたものが、新法實施によつて和買錢に對しても、五分（五割）の利息を附することになつた。青苗錢の二分の利息よりも甚だ高率である。日野氏は、和買錢に對しては今迄も五分よりは低い率であるが、多少の利息は附せられてゐたであらうと推測されてゐるが、和買・預買絹法を傳ふる記事中、熙寧新法以前に利息を課した記事は私は發見し得ず、むしろ反對の史料さへ見出し得る。即ち文獻通考卷二十、市糴考の神宗熙寧三年の條に、

按、熙寧初、王介甫秉政、專以取息爲富國之務、然青苗則春散秋斂、是以有賒貸之息、市易則賤賣貴、是以有貿易之息、至於和買、則官以錢買民之紬絹而已、息錢惡從出、蓋當時言利小人如王廣廉輩、以千錢配民課絹一匹、其後匹絹令輸錢一千五百、是假和買紬絹之名、配以錢而取其五分之息、如明道所言、可見其刻又甚於青苗矣。

とあつて、この文中に和買は官以錢買民之紬絹而已、息錢惡從出、とある如く、息錢をそれまでは取らなかつたものである。それを王安石によつて五割の息錢が附せらるることになつた。更に徽宗の

崇寧三年になると、鹽法の改正があつた結果、七分の鹽をそれまでは給してゐたのを罷めて、三分の錢のみを給することとなり、而も十の絹の納入は依然として課せられたのであるから、全然この時から一種の税と化し、後更に三分の錢も與へずして絹のみを納めしめ、宋室の南渡後は、一部は納入すべき絹は現錢に換へて、即ち折變して納入せしむることとなり、ここに折帛錢が生れた。

### 三、折帛錢

建炎以來朝野雜記甲集卷十四、東南折帛錢の條に、

建炎三年、三月壬辰、苗劉作亂、兩浙轉運副使王琮言、本路上供和買細絹、每歲爲一百七十餘萬匹、乞令民戶每匹折納錢二千、朱藏一(朱勝非)爲相、許之、東南折帛錢、蓋自此始。

とあつて南宋の高宗建炎三年三月に、兩浙路の轉運副使王琮の建言により、兩浙路の毎年上供すべき和買細絹一百七十餘萬匹をば、この時から一匹二千文(二貫文、二緡)の割に現錢に折變して納入せしむることになつた。これが南宋折帛錢の起りであり、順次兩浙路以外の各路に及ぼされた。建炎以來朝野雜記甲集卷十四東南折帛錢の條に、

紹興二年、秦檜爲相、呂元直督軍於外、戶部請、諸路上供絲帛、並半折錢如兩浙例、又許之。

と見え、紹興二年秦檜が宰相たるの時、戶部の請によつて、諸路より上供する絲帛は、半分は錢に變へて納入せしむることになつた。これ諸路に及ぼされた折帛錢の始めであるが、尙ほ詳しくは建炎以

來繫年要錄卷五十四、紹興二年五月中申の條に見ゆ。

戸部請、諸路上供絲帛、並半折錢三千、如兩浙例、許之、是時江浙湖北夔路、歲額絹三十九萬疋、浙東路上供八萬、  
上供九萬二千、淮福衣六千、江東上供九萬八千、淮福衣二萬七千、江西上供三萬、淮福衣八千、浙西  
供五萬二千、淮福衣五萬五千、湖北上供三百、夔路上供三百、已上皆有奇。江西廣湖南兩浙、絹二百七十三萬疋、浙東上供  
萬六千、淮福衣五萬三千、天中大禮八千、浙西上供三十八萬二千、淮福衣十三萬八千、天中大禮八千、江東上供四十萬六千、  
淮福衣十三萬九千、天中大禮八千、江西上供三十萬五千、淮福衣六萬七千、天中大禮八千、以上四路皆有奇。淮東天中大禮四千、  
九百五十、淮西大禮三千七百、湖南天中大禮四百、廣東天中大禮四千六百、廣西天中大禮六千五百、四川天中大禮萬三千、東川  
上供萬一千、天中大禮萬六千、夔路上供二萬二千、天中大禮七千、利路天中大禮八千三百、四川宣撫司截三路剛三十萬疋、又科  
激賞絹三十三萬<sup>④</sup>、東川兩浙湖南夔路雜纒七萬疋、東川綾二萬六千三百、浙西八千七百、四川七千八百、  
疋皆不隸戶部。浙東四千六百、皆有奇。婺州雜二萬、湖南雜三。成都府錦綺千八百餘  
匹段、皆有奇、江淮閩廣荆湖折帛錢、蓋自此始。

これによれば當時の兩浙、江淮、閩廣、荆湖北方の絹、紬、綾、羅、纒、錦、綺の上供額を知られる。こ  
れ等の半數は現錢に折變して納入することになるのであるが、每匹三千文に折納するのは絹について  
であつて、他の紬綾等は自から折變の價も異なるであらう。每匹三千文に折するのは、兩浙に折帛錢の  
出來て間もなく決つたものの如く、建炎以來繫年要錄卷四十三、紹興元年四月壬午の條に、

詔、江浙諸路上供紬絹、半折見縉三千、仍易輕齋赴行在。

とあるのや、同書卷四十八、紹興元年八月丁亥の條に、

詔、諸路折帛錢、昨每疋三千、慮高下不等、若一概立定、有虧公私、自來年令諸路漕司各估實直、申省聽候指揮  
約折、時諸路絹直縉二千、所折高、民多倍費、故言者以爲請云。

とあるなど、大體絹一匹三千文が標準であつたやうである。ここに注意すべきは、江淮閩廣荊湖地方の折帛錢は、兩浙地方の和買折帛錢とは少しくその内容を異にしてゐるのである。兩浙地方で建炎三年に始められたる折帛錢は、和買絹をば錢に換へて納入したのであるが、紹興二年に江淮閩廣荊湖の諸地方にて開始されたる折帛錢は、諸路上供絲帛、並半折錢三千、如兩浙例、とある如く、上供の絲帛をば半分現錢に折したのであつて、建炎三年の兩浙路の如く和買絹をば現錢に折したのとは異なる。而も如<sub>三</sub>兩浙例、とある兩浙の例は、建炎三年の和買絹を折したる例ではなくて、紹興元年四月壬午の詔、江浙諸路上供紬絹、半折見縉三千、仍易輕齎赴行在、とある例を指したのであらう。兩者の内容は全然同一である。兩浙地方にては、建炎三年に既に和買絹をば折帛錢となしたのであるが、兩税の一なる夏税は絹紬を上納するのであり、和買絹とは別に絹紬を上納するのであるから、和買折帛錢が出来ても夏税の上供絹はあつた。それをば建炎以來繫年要錄卷四十三によれば、半分は一匹三千文の價に折して上納せしむることとなつた。新しく夏税折帛錢が生れたのである。即ち紹興元年頃の兩浙地方の折帛錢と云ふのは、和買絹の全部と夏税絹の半分をば現錢に換へて納入せしを稱したのである。又江淮閩廣荊湖地方の折帛錢は、兩浙地方の夏税絹紬の半分をば現錢に換へて上納する制度に倣つたのであるから、その本體は原則としてこの地方の夏税絹紬と見なければならぬ。ただ江南東路、江南西路の兩路は兩浙路に近い關係であらうか、間もなく兩浙路と同様に、和買折帛錢も夏税折帛錢も

行はれた。建炎以來繫年要錄卷七十九、紹興四年八月丙申の條に、

詔、江西和買絹折納錢、每匹減作六千省、人戶願輸正色者聽、舊洪州和買、其八分輸正色、二分每匹折省錢三千、至是帥臣胡世將請、以其三分折六千省、云々。

とある如く江南西路の地に和買折帛錢のありし事實を傳へて居り、又同書卷八十一、紹興四年十月癸巳の條には、

初令江浙民悉納折帛錢、用戶部侍郎梁汝嘉請也、是時行都月費錢百餘萬緡、且撥發軍馬、財無所從出、故令民輸絀全折、輸帛者半折見錢、每匹五千二百省、折帛錢自此益重、汝嘉等又請、江浙絲並折見錢、綿半折錢、諸路各委漕臣一員、計綱起發赴行在。

とあつて、南宋の首都臨安の中央政府では、この頃毎月百餘萬緡からの經費を要し、軍馬を撥發せんとしても軍費なく、よつてここに戶部侍郎梁汝嘉の奏請に従つて、兩江、兩浙地方の民をして夏稅絹も和買絹も悉く現錢に折變して即ち折帛錢として納入せしめた。折帛錢はこの頃から段々と課する額が重くなつたと云ふ。絹一匹は初めは三千文に折變したのであるが、その後如何に變遷したかを調べると、宋會要稿、食貨卷七十賦稅雜錄、紹興二年七月十八日の條に、

江南西路安撫大使兼知洪州李光言、前嘗具奏、江西路人戶、惟以納和買及夏稅本色爲重賦、今州縣催納一年本色絹遂至五貫文足、一匹綿增至六百文足、云々。

とある如く、絹一匹を五千文足に、綿は六百文足に折變して居り、又先きに掲げた建炎以來繫年要錄卷七十九、紹興四年八月丙申の條には、

詔、江西和買絹折納錢、每匹減作六千省、(中略) 舊洪州和買、其八分輸正色、二分每匹折省錢三千、至是帥臣胡世將請、以其三分折六千省、又言、絹直踊貴、請每匹增爲五千足、戶部定爲六千、云云。

とあつて、この頃から江西の和買折帛錢は、六千文省となり、同書卷八十一、紹興四年十月癸巳、初令江浙民悉納折帛錢、の所では每匹五千二百省とあつて、兩江、兩浙地方の折帛錢は一匹五千二百文省となり、又同書卷百二十七、紹興九年三月戊子の條には、

殿中侍御史謝祖信言、和預買爲今日民間之病、有司從而變爲折帛錢、(中略) 軍興以來、官中無本可依、名爲預買、其實自著、其後戶部又令折錢每匹爲十千、或八千、比歲絹直稍平、而折錢不減、江浙之民深以爲患、故祖信論之。

とあつて、紹興九年頃には一匹をば一萬文、或は八千文に折變してゐた。十千、八千とあつて省錢か足錢か不明であるが多分これは省錢を示してゐるのであらう。しかも當時は實際の絹の價は、折帛錢の評價以下であり、兩江、兩浙地方の民は不當な評價のもとに重い折帛錢を納め、非常に苦んだのであつた。

宋會要稿食貨卷七十、賦稅雜錄には、

紹興十七年、九月二十六日、尙書省言、江浙州軍見輸納折帛錢、舊立價錢、比之時價稍高、兼遂路土產物帛不一、竊慮民戶難於出辦、乃詔、兩浙紬絹、每匹減作七貫文、內和買減作六貫五百文、綿每兩減作四百文、江南東西路紬絹、每匹並減作六貫文、綿每兩減作三百文、自紹興十八年爲始、仍詔、令遂路轉運司酌度州軍出產多寡、均撥分數、務令均被實惠、仍具數以聞。

とあつて、紹興十七年頃兩浙、兩江の折帛錢は、絹紬は各七千文、六千文に、綿は四百文、三百文に減折せられしを傳へ、同書、同卷、同錄の紹興二十六年、八月二十四日の條には、

上宣諭輔臣曰、前日景箴上殿論、川中折帛錢太重、絹一匹之直、私下不及五千、而官估則取十千、他物之估、率皆稱是、去歲裕民所蠲減價直、不過一千而已、更須量予減損、云云。

とあつて、紹興二十六年頃の四川地方の折帛錢は、一萬文、九千文なりしを傳へ、孝宗の乾道元年七月二十四日の條には、

臣僚言、諸路州縣輸納夏稅、令人戶納折帛錢六貫五百、却遣人於出產處、收買輕絹、每匹不過兩貫五百、起作上供、支散軍兵、實爲公私之害、云云。

とある如く、乾道元年頃は六千五百文であり、而も當時の市價は二千五百文で、官では四千文も高き不當の價額査定をなし、必要な絹數はかくて安く購入し、差額の一匹につき四千文は政府の收入としたのであつた。又乾道三年正月二十五日の條には、



太府少卿魯言言、折料折帛、國家之所不得已也、吏緣爲姦、(中略) 准絹爲匹八貫有奇、云云。

とあつて、この頃は一匹八千餘文にて折納せしめてゐた。以上諸例を擧げて折帛錢の稅率をば説明した。諸例は何れも高宗、孝宗時代のもので、それ以後の稅率は知り得ないが、南宋は時代が降る程財政が紊亂するを考へる時、その稅率は益々大となるを想像し得るであらう。このやうに財政不如意現錢缺乏より、現物納入の絹綿までも現錢に折して納入せしめた結果、政府は現錢を多額に集め得たであらうが、絹綿等の諸物品はそれだけ缺乏を來すわけで、この缺乏に對しては、政府は先きに述べし如く安價に絹綿等を買入れて差額を利すると共に、現物を支給すべき者に對しては、現錢を以つてその代りに當てた。建炎以來繫年要錄卷五十八、紹興二年九月甲子の條に、

詔、自今應賜帛者、自禁中及二府中丞北使並軍功捕盜收茶鹽錢及數外、每匹令戶部折支錢三千。

とあるのや、同書卷百四十五、紹興十二年四月丙戌の條に、

戶部請、自今賜帛、除禁中至收茶鹽錢及數外、得旨支正色者、每匹折錢四千、時行在歲用絹百六十萬餘匹、所入不敷、故戶部以爲請。

と見ゆ。而してこれ等折帛錢の納入期は、建炎以來繫年要錄卷六十六、紹興三年六月丙申の條に、

詔、江浙諸州絲帛及折帛錢、並以七月中旬到行在、有不足者、守貳並行竄黜、用戶部請也。

と見ゆる所によつて考ふるに、各地共夏稅納入期と同様に五月初めから七月中旬にかけてであつたで

あらう。

#### 四、和 買 絹

和買絹が南宋になつて一部が折帛錢となつたことは、上述の如くである。朝廷としては、絹も欲する所であるが、それ以上に現錢を欲したるが故に、絹の代りに現錢を納入せしめたのである。しかし秦檜の出現によつて、金とは紹興十一年和議が成立し、國家の豫算も従つて戦時形態から平常の状態に復歸したので、和買絹も亦以前の制度即ち折帛錢ではなく矢張絹を以つて納入する制度に一部分復歸した。宋會要稿食貨卷六十四、折帛錢の項にある祕書郎孫逢吉の言に、

和買爲民間白著之賦、雖正月給散本錢之法尙載令中、而人戶鈔券亦有見錢請給之文、然上下皆知其爲文具也、中興之初、絹價暴增、匹至十貫、高宗念下戶重困、乃令上戶輸絹、下戶輸錢、於是和買絹之名、匹折六貫或七貫、和議既定、物帛稍賤、又令輸絹者以八分折鈔、輸絹者以三分折錢、餘輸本色、遂爲定制、朝廷以經費之故、未能裁損、州縣又於此外苛取、民方安得不重困哉。

と見ゆ。この上言は孝宗の乾道四年頃になされたものであつて、この上言には和買絹を折帛錢になしたの⑦は、絹價が暴騰して一匹が一萬文にもなつたから、上等戸には絹を、下等戸には一匹六千文或は七千文の割に折換して現錢を納入せしめ、以つて下等戸の苦痛を救うたのであるとあるが、和買絹を折帛錢にしたのは、寧ろ下等戸の救済に非ずして、政府の現錢缺乏の救済にあつたことは、既に述べ

た通りである。秦檜の和議が成立して、財政も平常化すると、ここに紬は十分の中八分は交鈔で残り二分は現物の紬で納入せしめ、絹は十分の中三分は現錢で残りの七分は現物の絹で納入せしむる制度が出来た。即ち紹興十一年の金との和議成立後に、和買絹はその本來の制度に全部ではないが幾分復歸し、復歸せぬ部分は折帛錢として依然残ることになった。これより以後南宋を通じて和買絹と折帛錢は兩々相存するのであるが、兩者の比率は最初の制定の如く守らるる筈なく、何時しかこの制度制定の理由も忘れられて財政窮乏を告げると、十分の折帛錢を取りながらその上に更に和買絹も課することとなり、人民は二重、三重の重税を課せらるる結果となつたであらう。南宋の和買絹も勿論代價を支拂はない義務的の租税であつた。宋會要稿食貨三十八、和市の項、及び朱子文集卷十八、奏均減紹興府和買狀、徐夢莘の三朝北盟會編卷百一には、

高宗建炎元年、五月一日、敕、和預買法本支實價、訪問、官司立價甚低、或高擡他物價直準折、或以無實虛券充數、甚者直至受納、未支本錢、不遵條限、前期起催急於星火、自今有前項違戾、守令並轉運司並以違制論、加二等、仍委提刑司覺察、每歲於限後一月內、具有無違戾聞奏、不以實聞、與同罪。

とあつて、こは南宋初の有様であるが、未支本錢が普通のことであつたであらう。宋會要稿食貨卷七十、賦稅雜錄に見ゆる建炎三年五月二十九日の臣寮言州縣十弊の中に、和買之弊則不酬其直、謂之白著、和雇之弊則不償其錢、謂之白作、とあるが如きである。又建炎以來繫年要錄卷六十九、紹興三

年十月庚寅の條や、宋會要稿食貨三十八、和市の項には、

初魏在考功建言、州縣和預買絹、多不給本錢、乞就折民間應納役錢之數、使官無受給之弊、民無請納之勞、至是下轉運常平司議、已而兩浙轉運司言、本路歲用和買本錢七十三萬餘緡、委是無可挪撥、而常平司言、役錢既充和買、則役人無以給之、其議遂止。(繫年要錄による)

とあつて、和買錢の支給せざる事實を述べ、民の納むべき免役錢助役錢を以つて代用流通せんと願つたが轉運司、常平司の反對に遭つて實行されなかつた。南宋中頃の人なる葉適の文集「水心先生集」卷四財總論第二に、

何謂和買之患、經總制錢之爲患也、自州縣而後至於民、民猶怨州縣而後及於朝廷、和買則正取之民而已、國以二稅爲常賦也、豈惟使經用有不足於二稅之內而復有所求哉、經用不足、則大正其名實可也、承平以前、和買之患尙少、民有以乏錢而須賣、官有以先期而使民、今也舉昔日和買之數委之於民、使與夏稅並輸。

とあつて和買は全く正著、正取のもので、代價は一文も支拂はれぬものであつた。かく全くの租税であるが、然らば南宋時代には何を標準にして賦課したか、これをば次に調べん。

和買絹の課税方法は、別項に於いて詳論するが、この項を完結せんがために原則を述べ置かんに、初めは専ら物力即ち物を生産する力、家産の價値を對象として課せられた。宋會要稿食貨三十八、和市の項、紹興三十一年正月十八日の都省の上言中に、以物力錢數均敷とあり。又同書食貨七〇、賦税

雜錄、紹興三十二年十一月十四日、給事中金安節等の言にも、以<sub>二</sub>物力科數、事體均一とあり。物力には兩種あつて、田畝によるものは田畝物力と言ひ、その他によるものは浮財物力と言ふ。和買を課する標準になる物力は、田畝物力と浮財物力とを併せたものが普通の場合であつた。宋會要稿食貨三三八、和市の項、乾道元年五月十二日の條に、

右正言程叔達言、方今民間輸納稅賦、惟和買最爲流弊之極、(中略)故前此論者欲分其數均而平之、戶部措置、遂令州縣將官戶寺觀輿編民、物力每貫每百、隨數均敷、是亦務於均平之意也、然臣訪問、州縣間固有田產稅錢一例均科者、亦有用浮財物力兩項均科者、既已不同矣、而於兩項物力均科之數又自不一、云云。

とあるのや、水心先生集卷四、財總論第二には、

何謂和買之患、(中略)今也舉昔日和買之數、委之於民、使與夏稅並輸、民自家力錢之外、浮財營運生之具、悉從折計、且若此者、上下皆明和其不義、獨困於無策而莫之敢觸耳。

とあるが如し。後になると種々變化する。而も稅率はこれ亦場所及び時代によつて異なる。宋會要稿食貨三三八、和市の項、乾道元年五月十二日、右正言程叔達の上言中に、

(上略)而於兩項物力均科之數、又自不一、且以臨安言之、謂如新城則十貫以上、富陽則十三貫以上、臨安則二十貫以上、方始均敷、其參差不齊如此、他郡可知。

とある如く、新城では物力十貫文(一萬文)以上、富陽では十三貫文以上、臨安では二十貫文以上に對

して初めて課せられた。同書食貨七〇、賦税の項、孝宗淳熙十六年四月十五日詔の中に、

先是守臣王希呂奏對、兩浙路共管和買五十二萬七千六百五十四匹有奇、而紹興一州獨當一十四萬六千九百三十匹有奇、立法之初、固偏重、而元科則例、自物力三十八千(貫)五百以上爲上四等、合科和買、三十八千五百以下爲下五等免科、云云。

とあつて、宋代農村は主戸を五等級に區分してゐるが、南宋の初期には紹興方面では物力三十八貫五百文以上を上四等級に區分してこれに和買絹を課し、三十八貫五百文以下は下等戸として和買絹は免れてゐた。然るに同書同項同年五月一日の詔には、

詔、臨安府餘杭縣和買、自今以七貫以上至十八貫、科絹一匹、以本路提舉張體仁言、餘杭比京畿所科倍重、欲展自七貫以上物力均敷、其不及七貫者、且與寬免、故有是命。

とある如く、餘杭縣方面の和買絹税率は太だしく高いものであつた。又同書同項同月二十四日戸部の言には、

廣德軍奏、江東路州軍、以物力科敷預買、有百餘千敷及一匹、有七八十千敷及一匹者、獨本軍兩縣、多者不下十千、少者六千有餘亦敷及一匹、云云。

とあつて、廣德軍と江東路の諸州軍とは、和買絹の税率が太だ異つてゐたるを傳へてゐる。その外南宋の彭龜年撰止堂集卷六、議紹興和買疏には、

臣聞、經界之初、紹興和買、鄉村物力三十二貫科一匹、今則十七貫三百五文科一匹、此皆上戸走爲下戸之弊。

とあり。紹興十二年李椿年の願により、田土の整理、賦税の均平を目的として土地の「さかひ」を劃定する經界法が實施された。このことについては詳しくは他誌に論ずることになつてゐるが、この經界法の實施された頃は三十二貫<sup>⑤</sup>に一匹となり、この上疏のなされし光宗の紹熙年間と思はれる頃には、物力十七貫三百五文に一匹となつた。このやうに課税率は時代により所によつて異なるのである。かくなるのは爲政者の和買絹に對する增收を常に圖り課税の標準率を低くしてより多くの人より多くの和買絹をば得んとした結果でもあらうが、一方人民は賦課の苦痛より免れんとして課税率の標準となる物力の低下を企圖し、次第々に物力を低下せしむるから、和買絹の課税率も亦それに從つて低下せしめなければならなかつたのであらう。寧宗より理宗時代にかけての人なる王邁の臞軒集卷一、丁丑廷對策には、

兩浙和買之絹、昔數五端、今增而爲十、民之逃亡求避者、十室而五六焉、此兩浙之民可念也。

と見えて、數量の増加を言ひ、宋會要稿食貨三八、和市の項、紹興二十六年閏十月十三日、臣僚の上言に、

和預買、隨正稅絹均科、諸郡多寡不同、其和買多於正稅額至一倍去處、近年又緣鄉司走移人戸家業、每年增添、

謂如今年着二匹、明年着二匹一尺、又次年着二匹一尺五寸之類、其逐年上供之額、元不曾添、正是鄉司取受、將

形勢上戸或公吏之家儉落減免、却均入概縣入戸名下補數。

とあつて、上戸、公吏などの賦課の輕減を計ることによつて、それだけ他の民戸に増添さるるを言ひ、同書、食貨六四、折帛錢の項、七〇賦税の項嘉定十一年五月二日、臣僚の言に、

鄱陽之爲邑、延袤近二百里、上下各一十鄉、經界之初、稅錢額管八千六百四十二貫五百有奇、從經界條例、每稅錢百文、合數和買六尺四寸八分有奇、胥吏爲姦、歲歲增益、然猶止以計不使及寸、積歲已久、至嘉定九年、遂及七尺五寸六分、又且見寸收尺、謂之合零就整、逮至去年、復於所數頓增三寸、總一邑之爲絹、一千二百餘匹、且以崇德一鄉最小者言之、嘉定九年、分稅額元管五百貫文有奇、數和買絹九百三十餘匹、去年造簿、本鄉稅錢止管四百九十貫有奇、邑吏縱欲以所虧稅錢十貫均於民戸、亦止合照前年所敷之數催理、今乃增敷九百五十五匹、計多二十五匹、舉此一鄉其他可知、云云。

とあつて、鄱陽地方の例を採つても如何に増加したかが推測出來やう。このやうに増税されるから、従つて今迄免れてゐた物力の低い階級にまで及ぼす必要があり、その上又課税を免れんとして故意に物力を低下するから、已むを得ず課税基準率を引下げることになる。物力上等の戸が、如何様にして物力低下を圖つたか、次に述べよう。先づ彭龜年の止堂集卷六、議紹興和買疏に現はれた所では、

臣嘗謂、今日士大夫論紹興和買、不過二說、欲究實上四等詭名者、其說正大而易做、均科及下五等小戸者、其說均平而不正、何謂究實之說正大而易做、臣聞、經界之初、紹興和買、鄉村物力三十二貫科一匹、今則十七貫三百



五文科一匹、此皆上戸走爲下戸之弊、若核實詭戸、歸之上戸、則物力自寬、和買自輕、云々。

とあつて、和買を課せられてゐる第四等戸以上の上等戸が、詭名<sup>⑩</sup>即ち己が資産物力をば他人名義に書き改め、以つて戸等の低下を圖つたるが故に、従つて和買賦課基準額も従つて低下せざるを得ない理由を述べてあり、又南宋の人韓元吉の南澗甲乙稿卷九論田畝敷和買狀には、

據婺州蘭溪縣王宗等四名狀理、本縣自四十貫文物力起敷和買、豪猾肆奸、多立詭名、並以四十貫文以下立戸、不用科役。

とあつて、蘭溪縣方面でも、詭名によつて物力をば課稅基準額以下になす脱稅行爲が行はれてゐたことを言ひ、朱子文集では、卷十三延和奏筭五に、

臣竊見、浙東路和買絹、萬數浩瀚、(中略) 人戸苦於輸納、多立詭戸隱寄物力、以避均敷、是致見納人戸所敷愈重、云々。

とあるのや、卷十八、奏均減紹興府和買狀には、

(上略) 緣此重困、人不能堪、所以子戸詭名、巧爲姦弊、雖有重法、終不能禁、云々。

とあつて、物力をば他人名義になしたり、子戸として分家を作つて物力をば分つなどして、物力の低下を企て、以つて和買の重壓より免れんとした。又宋會要稿食貨三八、和市の頃、紹興三十一年正月十八日都省の言には、

江浙和預買紬絹、合將官戶與編民均數、務要均平、(中略)下戶易於輸納、却有上戶權勢之家、計囑點吏、詭名寄產、分析子戶、走弄物力、以致科數不及、使貧民受弊無所赴愬、云云。

とあつて、これ亦詭名寄產、分析子戶によつて免るるを言ひ、同書、食貨七〇、賦税の項、淳熙十六年七月二十八日、戸部の言に、

兩浙運副潘景珪奏、今之和買、所在爲害、蓋緣官戶及中產之家、憚於物力之多、遂乃詭名挾戶、於是第四等以上之民、和買益繁、役次益煩、詭名挾戶、盡作第五等之家、非眞第五等之戶也、云云。

とあるのや、慶元元年正月二十四日、戸部侍郎袁說友の言には、

今諸縣見數和買、各有等則、其間多有詭挾隱寄之弊。

とか、慶元四年十一月四日、臣僚の言に、

豪家大姓、迺隱寄田產、詭名挾戶、巧爲避免、是致不能均一。

など何れも詭名、子戸の方法にて脱税を圖つたのである。彼等の企圖する所は、かかる方法で物力を低下して和買絹の賦課せられない第五等戸となるにあり。止堂集卷六、議紹興和買疏に、

今既上四等有和買、下五等無和買、開之以走寄之地、安能禁百姓之不爲哉。

とある如く、第五等戸は全くの走寄の地であり、和買を免るる避難場所であつた。従つて第五等戸中にも眞の第五等戸に非ざる上等戸が多數存在してゐた。所謂五等下戸者、大率多詭戸也、(宋會要稿食貨

七〇)、と言ふ状態であつた。紹興府會稽縣にのみについて見るに、朱子文集卷十八、奏均減紹興府和買狀に、

經界之初、會稽一縣、凡爲物力錢一百二十六萬餘貫、而四等以上科納和買者、當一百一十萬餘貫、今來四十年、所謂四等以上、止有物力錢三十七萬九千四百六十貫六百分、而轉入五等者、乃至七十二萬五百餘貫、皆緣和買之重、姦猾之民、爭爲子戶詭名、以避均數、而其淳謹畏法不敢爲者、願乃爲之代、受所免之數、幾再倍於其舊。

とある如く、會稽縣では四十年間に、第四等戸以上の總物力錢一百十萬餘貫であつたものが、三十七萬九千四百六十貫餘となり、七十二萬五百餘貫と云ふものが、和買絹の課せられない第五等戸に轉入し去つたのであつた。かくの如く第五等戸が増加し上等戸が減少することとて、自然と課税基準の物力量を低下せしむると共に、新に第五等戸にも賦課する必要に迫られた。宋會要稿食貨七〇、賦税の項に、

淳熙十六年、四月十五日、詔、紹興府將第五等以下戸和買二萬五千餘匹、權住催一年、(中略) 先是、守臣王希呂奏對、(中略) 元科則例、自物力三十八千五百以上爲上四等、合科和買、三十八千五百以下爲下五等、免科、後因臣僚言、自凡係五等有產無丁之戸、與上四等戸、一概均科、於上四等蠲減二萬八千三百三十四匹有奇、均在五等十、二萬二千九十四戸、而五等下戸物力自百文以上、皆不免於和買。

とある如く、紹興府では上等戸に課せられてゐた和買絹の中から、二萬八千三百三十四匹餘をば蠲減し

て、産あつて丁なき第五等戸に新たに課し、又止堂集卷六、議紹興和買疏の中に、

或者雖云江西及浙西平江等處。和買通五等皆敷、今紹興獨不敷及五等、是偏也、云云。

などあつて、第五等戸にも及んだ事實もあるが、これも所によつてであつて、第五等戸は免除せし地方も亦あり、地方々々によつて區々であつた。その他地方によつては、上等戸は本色の絹を、下等戸は現錢を納入する制度もあつた。

宋會要稿食貨七〇、賦税の項、慶元四年十月二十八日、權知廣德軍趙善譽の言に、

紹興間、每和買一匹、紐價錢五貫文省、入戸納、官自買絹、絹帛錢難得、官不能辦、則令上戸納本色、下戸許折錢、謂之優恤下戸、錢與絹適年、入戸共輸、未見其有異辭也、近年以來、居民蕃庶、蠶桑寢廣、綿帛頗多、絹每一匹、只直錢二貫二百文足、並納官頭子糜費錢六百文足、而上戸納本色如初、下戸折錢亦如初、並頭子糜費共計錢四貫四百五十文足、比之上戸、多用錢一貫六百五十文足、謂之優恤下戸可乎。

とあつて、これは建康府についての言であるが、折帛錢を納めてゐたのが、<sup>①</sup>上戸には本色の絹を、下戸には折帛錢を納めさすることとなり、その内に絹價が下落して、本色の絹で納むる方が、折帛錢で納むるより、餘程利益となつた。それにも拘らず、下戸は依然として現錢で、上戸は現品で納入し、下戸は益々苦んだとあり。建康府についての同様の記事は、同書同項慶元五年七月十二日臣僚の言中にもあり。

註 (1) 三司とは宋の理財の官で、鹽鐵、度支、戸部の三司を言ふ。

(2) 宋史食貨志布帛の條、及び寶慶四明志によれば、彼はこの時河北轉運使であつた。

(3) 建炎以來繫年要錄卷二十一、宋會要稿食貨折吊銭の項、文獻通考卷二十市糶考、宋史卷百七十五布帛の項に、何れも朝野雜記と同様のことが出てゐるが、數字は各々異つてゐる。朝野雜記の數字が一番正しいと思ふ。

(4) 宋會要稿食貨折吊銭の項にはこの次に四川廣西路布七十七萬匹の句あり。

(5) 見絹の絹は錢の誤りならん。

(6) 省は省陌の省で二百未滿の錢を百文として行用することを云ふ。正しく一百文は足錢と云ふ。加藤博士著「唐宋時代に於ける金銀の研究」一頁四七六參照。

(7) 鄉村では主戸を第一等戸より五等戸に至る五等級に分つてゐた。

(8) 朱子文集卷十三、延和奏劄五にも、

臣竊見、浙東路和買絹萬數浩濶、而紹興府獨當其半、舊例自物力三十八貫五百以上人戸均敷。

(9) 宋會要稿食貨六四、折帛の項には九百四十貫とあるは誤りならん。

(10) 詭名寄産については、史學雜誌卷四十七編第一號に、日野氏が「宋代の詭戸を論じて戸口問題に及ぶ」と題して詳論してゐる。

(11) 上等戸は第四等戸以上を言ふ場合もあり、又三等戸以上を言ふ場合もあり。宋會要稿、食貨七〇、紹熙二年七月の條に、

本府言、其第四第五等人戸、皆係下戸、云々と見ゆ。